

○熊本市余熱利用施設条例〔東部環境工場・環境施設課〕

昭和55年3月29日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、熊本市余熱利用施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、市民の健康の保持及び福祉の増進に資するため、余熱利用施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三山荘	熊本市東区戸島町2573番地
東部交流センター	熊本市東区戸島町2588番地1
西部交流センター	熊本市西区小島2丁目333番地

(平3条例18・平19条例38・平23条例62・平28条例20・平29条例46・一部改正)

(使用の許可等)

第4条 施設を使用しようとする者（東部交流センター及び西部交流センターにあっては、施設の全部又は一部を専用使用する場合に限る。）は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

3 市長は、施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 施設の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 施設をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる

と認めるとき。

(5) 施設の管理上支障があるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、使用を不相当と認めるとき。

4 市長は、第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用の停止を命じ、又は許可に付した条件を変更することができる。

(1) 前項第1号から第4号までに規定する事由が生じたとき。

(2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上必要があるとき。

5 前項の規定による許可の取消し等により使用者が損害を受けても、市はその責めを負わない。

（平19条例38・全改、平22条例119・平29条例46・一部改正）

（使用料）

第5条 使用者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 三山荘 別表第1に掲げる使用料

(2) 東部交流センター 別表第2に掲げる使用料

(3) 西部交流センター 別表第3に掲げる使用料

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

（平19条例38・全改、平29条例46・一部改正）

（使用料の還付）

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第4条第4項第5号の規定により使用許可が取り消され、又は使用停止が命じられたことにより施設の使用ができないとき。

- (2) 天災地変その他不可抗力の事由により施設の使用ができないとき。
- (3) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。

(平 1 9 条例 3 8 ・ 全改)

(入場の禁止等)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の施設への立入りを禁止し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者
- (2) 施設の秩序を乱すと認められる者

(平 1 9 条例 3 8 ・ 全改)

(施設の変更の禁止)

第 8 条 使用者は、施設の使用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別な設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平 1 9 条例 3 8 ・ 全改)

(目的外使用等の禁止)

第 9 条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に施設を使用してはならない。

2 使用者は、施設を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平 1 9 条例 3 8 ・ 追加)

(施設職員の指示等)

第10条 使用者は、施設の使用に当たっては、施設の職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設に施設の職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(平 1 9 条例 3 8 ・ 追加)

(損害賠償)

第11条 施設の利用者は、施設の建物又は設備を損傷し、若しくは滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平 1 4 条例 4 5 ・ 一部改正、平 1 9 条例 3 8 ・ 旧第 9 条繰下)

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定める団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定することができる。

- (1) 三山荘 規則で定める基準を満たした地域の団体
- (2) 東部交流センター 規則で定める基準を満たした法人その他の団体
- (3) 西部交流センター 規則で定める基準を満たした法人その他の団体

（平17条例63・全改、平19条例38・旧第10条繰下・一部改正、平29条例46・一部改正）

（指定管理者の指定の手続）

第13条 前条第1号に定める団体が同条の規定による指定を受けようとするときは、指定の申請書及び施設の事業計画書その他規則で定める書類を提出し、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議に当たっては、市長は、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、施設の効用を十分に発揮させるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 市長は、第1項の規定による協議が調った場合は、議会の議決を経て当該団体を指定管理者として指定するものとする。

（平17条例63・追加、平19条例38・旧第11条繰下・一部改正、平22条例119・一部改正）

第14条 第12条第2号又は第3号に定める団体が同条の規定による指定を受けようとするときは、施設の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともにその管理

に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(平19条例38・追加、平22条例119・平29条例46・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則
その他市長が定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

(平17条例63・追加、平19条例38・旧第12条繰下)

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設の使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務(電子情報処理組織等を利用して行う方法で規則で定めるものによるものを除く。)

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理運営上市長が必要と認める業務

(平17条例63・追加、平19条例38・旧第13条繰下・一部改正、平
22条例119・一部改正)

(協定の締結)

第17条 指定管理者は、指定を受けるときは、市と施設の管理に関する協定を締結し
なければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(平17条例63・追加、平19条例38・旧第14条繰下、平29条例4
6・一部改正)

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第18条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若
しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠
償の責めを負わない。

(平17条例63・追加、平19条例38・旧第15条繰下)

(秘密保持義務等)

第19条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者
は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項にお

いて準用する同条第1項及び同法第67条に規定するところにより個人情報適切に管理するほか、施設の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平17条例63・追加、平19条例38・旧第16条繰下、令4条例62・一部改正)

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例63・旧第11条繰下・一部改正、平19条例38・旧第17条繰下、平22条例119・一部改正)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和55年4月17日規則23号で昭和55年5月7日から施行)

附 則 (昭和58年3月16日条例第17号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月28日条例第20号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月14日条例第18号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月16日条例第25号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月25日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第63号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成18年9月1日(同日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき三山荘の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間における三山荘の管理については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月13日条例第38号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年9月21日規則第65号で平成19年10月10日から施行)

- 2 東部交流センターの指定管理者の指定に関する手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成22年10月6日条例第119号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月19日条例第62号) 抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月19日条例第75号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月24日条例第20号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成29年11月6日規則第64号で平成30年4月1日から施行)

附 則 (平成29年9月22日条例第46号)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成29年11月6日規則第64号で平成30年4月1日から施行)

- 2 西部交流センターの指定管理者の指定に関する手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和元年10月2日条例第16号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第7条、附則第8条第1項、附則第9条第1項及び附則第10条の規定
公布の日

(熊本市余熱利用施設条例の改正に伴う経過措置)

第7条 この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の施設の使用について、第9条の規定による改正後の熊本市余熱利用施設条例の規定に

より使用料を徴収するものとする。

附 則（令和４年１２月２０日条例第６２号）抄

（施行期日）

１ この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

（平１９条例３８・追加、平２９条例４６・令元条例１６・一部改正）

三山荘使用料

区分	使用料
高校生以上	１人１回につき ４００円
上記以外	無料

備考 「高校生」とは、高等学校の生徒及び高等専門学校の学生並びにこれらに準ずる者をいう。次表及び別表第３において同じ。

別表第２（第５条関係）

（平１９条例３８・追加、平２４条例７５・平２９条例４６・令元条例１６・一部改正）

（１） 東部交流センター使用料

使用時間 区分 施設名等		午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
		午前９時から 正午まで	午後１時から 午後５時まで	午後６時から 午後１０時 まで	正午から午 後１時まで	午後５時から 午後６時まで
体育館（全面 使用）		３, ２１０円	４, ２８０円	４, ２８０円	１, ０７０円	１, ０７０円
体 育 館 （ 一 部 使	バドミ ント ン	高校生以下 １面１時間につき ２９０円				
		一般 １面１時間につき ５７０円				
	卓球	高校生以下 １面１時間につき １４０円				
		一般 １面１時間につき ２８０円				
	その他 のスポ ーツ	バドミントンに係る使用料に準じて市長が定める額				

用)					
多目的室（全面使用）	3,000円	4,000円	4,000円	1,000円	1,000円
多目的室（片面使用）	1,500円	2,000円	2,000円	500円	500円
調理室	1,200円	1,600円	1,600円	400円	400円
和室	500円	700円	700円	170円	170円
コインロッカー	1箱1回につき 50円				
芝生広場	無料				
テニスコート	無料				

備考

- 1 「一般」とは、高校生以下の者以外の者をいう。次表において同じ。
- 2 使用者が物品の販売等営業行為とみなされる目的で使用する場合又は入場料その他これに類するものを徴収する場合は、この表の規定により算定される使用料の2倍に相当する額を加算する。ただし、使用時間区分の1区分全部を準備に充てるときは、この限りでない。
- 3 使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料（体育館（全面使用の場合に限る。）、多目的室、調理室又は和室の使用に係るものに限る。）は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超えて使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。
- 4 市長が特に認める場合で、午後10時から翌朝午前9時までの間における使用料は、1時間につき夜間の使用時間区分の使用料の3割とする。
- 5 体育館の一部使用及び午後10時から翌朝午前9時までの間の使用にあつては、1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

(2) 附属設備使用料

附属設備使用料は、次に掲げる金額以内で規則で定める。

種目	使用料
音響機器類	1,000円
映像器具類	2,000円
大道具その他の器具類	1,000円

(3) 冷暖房設備使用料

施設名	使用料
多目的室	半面分1時間につき 100円
調理室、和室	1台1使用時間区分につき 100円

別表第3（第5条関係）

（平29条例46・追加）

(1) 浴室等使用料

区分	使用料
高校生以上	1人1回につき 400円
小・中学生	1人1回につき 150円
満3歳以上小学生未満	1人1回につき 80円
満3歳未満	無料

備考

- この表に定める使用料は、西部交流センターの浴室、大広間、交流室及び談話室の使用に係るものとする。
- 「小・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

(2) 多目的室及び研修室使用料

使用時間区分 施設名等	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	正午から午 後1時まで	午後5時から 午後6時まで
多目的室（全面 使用）	3,000円	4,000円	4,000円	1,000円	1,000円
多目的	バドミ	高校生以下 1面1時間につき 230円			

室（一部使用）	ントン	一般 1面1時間につき 460円				
	卓球	高校生以下 1面1時間につき 110円 一般 1面1時間につき 220円				
	その他のスポーツ	バドミントンに係る使用料に準じて市長が定める額				
研修室（全面使用）		1,300円	1,500円	1,500円	370円	370円
研修室（半面使用）		650円	750円	750円	185円	185円

備考

- 1 使用者が物品の販売等営業行為とみなされる目的で使用する場合又は入場料その他これに類するものを徴収する場合は、この表の規定により算定される使用料の2倍に相当する額を加算する。ただし、使用時間区分の1区分全部を準備に充てるときは、この限りでない。
- 2 使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料（多目的室の一部使用に係るものを除く。）は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超えて使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。
- 3 市長が特に認める場合で、午後10時から翌朝午前9時までの間における使用料は、1時間につき夜間の使用時間区分の使用料の3割とする。
- 4 多目的室の一部使用及び午後10時から翌朝午前9時までの間の使用にあつては、1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

(3) 附属設備使用料

附属設備使用料は、次に掲げる金額以内で規則で定める。

種目	使用料
音響機器類	1,000円
映像器具類	2,000円

大道具その他の器具類	1,000円
------------	--------

(4) 冷暖房設備使用料

施設名	使用料
研修室	1台につき1時間までごとに 100円